

# 第3回 第5次障がい者計画策定検討部会における委員意見整理-1

参考資料1-4

生活場面	大項目	中項目	委員意見(要旨)
Ⅱ 学ぶ	(1)早期療育を受ける	① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実	・3か月検診におけるスクリーニング検査での聴覚障がい児の早期発見や、弱視判定を3歳までに行いその後の適切な支援に円滑に繋いでいくことが必要。
		②療育支援の充実	・国のガイドラインにおいて、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの基本的な機能として位置づけられている「発達支援」、「親支援」、「地域支援」という視点は、府内全ての障がい者支援に共通する重要かつ不可欠なものである。
		③発達障がいのある幼児・児童に対する支援	・児童発達支援センターや放課後等デイサービスが療育機関としての機能をしっかりと発揮し、発達障がい児が生活の節目で直面する課題等を克服できるような応用力、適応力を養っていくことが必要であり、事業所の機能確保、質の向上へ向け、事業所評価制度などの客観的な情報も活用してもらいたい。 ・大阪府では平成26年度以降、発達障がい児者にかかる支援プランを策定し様々な取組みを進めている。当プランの内容は障がい者計画にも盛り込まれているが、令和3年度からの次期発達障がい児者支援プランについても、障がい者計画にしっかりと位置づけ推進してもらいたい。 ・教育の各段階を通じて当事者を支援し、更には卒業後の社会参加まで一貫して個人支援を繋いでいくために、教育と福祉の連携体制を作る必要がある。
	(2)教育を受ける	①幼児教育の充実	・保育、療育、教育の分野に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がい児教育等について学習する機会を確保する必要がある。 ・障がい児教育等に関わる保育士や教員が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていく仕組みを作る必要がある。 ・学校での障がい理解は重要。スクールロイヤーなどの制度を積極的に活用することで学校で悩みや問題を抱える障がい者の救済につながり、学校の障がい理解も促進される。 ・平等な学習機会を保障するための通学支援や助成制度が必要。
		②小・中学校教育の充実	・保育、療育、教育の分野に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がい児教育等について学習する機会を確保する必要がある。 ・障がい児教育等に関わる保育士や教員が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていく仕組みを作る必要がある。 ・学校での障がい理解は重要。スクールロイヤーなどの制度を積極的に活用することで学校で悩みや問題を抱える障がい者の救済につながり、学校の障がい理解も促進される。 ・平等な学習機会を保障するための通学支援や助成制度が必要。
		③後期中等教育の充実	・保育、療育、教育の分野に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がい児教育等について学習する機会を確保する必要がある。 ・障がい児教育等に関わる保育士や教員が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていく仕組みを作る必要がある。 ・学校での障がい理解は重要。スクールロイヤーなどの制度を積極的に活用することで学校で悩みや問題を抱える障がい者の救済につながり、学校の障がい理解も促進される。 ・平等な学習機会を保障するための通学支援や助成制度が必要。
		④大阪府立支援学校の充実	・当事者と教員との信頼関係構築、教員の個別の障がい理解が教育においては重要となる。教員が当事者個人に寄り添った支援ができるようにすべき。
		⑤就労・自立に向けた教育の充実	・就職率などの数字にとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じ、多様な進路選択を保障した、職場定着までを見据えた就職支援が必要。 ・学校卒業後の学びの確保、充実が必要。 ・学校教育において、障がい者が地域で普通に生活できるということを体験できるようにしてもらいたい。
		⑥個別の教育支援計画等の充実	・地域での課題と学校での課題とを共有して個人支援をしていくため、相談支援と学校との連携が必要。
		⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮	・地域での課題と学校での課題とを共有して個人支援をしていくため、相談支援と学校との連携が必要。
(3)地域で学ぶ	⑧高等教育の充実	・普通学校への進学を希望する障がい者を受け入れることができるように、自立支援推進校の普及拡大、教員等の加配や人員配置加算等について考えてもらいたい。	
	⑨インクルーシブ教育の推進	・インクルーシブ教育の推進に向け、先んじて学校での障がい者理解、合理的配慮のできる環境をしっかりと整える必要がある。 ・すべての教育段階において、インクルーシブ教育を進めていく必要があり、それを計画の冒頭にしっかりと明記すべき。 ・心のバリアフリーを推進していくためにも、障がいの有無に関わらず、個性や違いを認める教育を進めることが必要。 ・障がい者を理由に進路が限定されることが無いように、本人及び保護者の意向を最大限尊重した就学支援や本人の可能性を伸ばす教育を行うことが必要。 ・支援学校への就学により、普通学校から区別されたという認識を持つことでコンプレックスを抱え、生活経験や社会経験の不足により将来的に生きづらさを感じてしまう。多様な進路選択ができるようにすべき。 ・支援学校を増やすのではなく、地域の普通学校で受け入れ、インクルーシブ教育を進めていく取組みが必要。 ・インクルーシブ教育を「排除しない教育」と捉え、障がい者だけではなく、外国人など地域の多様な主体が抱える課題として考えて行くべき。 ・障がい者が多様な選択肢から選ぶ機会を保障することがインクルーシブ教育につながる。学習環境の整備が不十分な状態でインクルーシブ教育を議論してはいけない。 ・言語として手話を習得する機会の確保が必要。	
		・Eラーニング等について、障がい特性に応じた配慮、意思疎通支援や情報保障が必要。 ・学校卒業後の学びの確保、充実が必要。	

その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性を認めていくうえで、余った暇や仕事の合間という意味合いの強い「余暇」という言葉の表現を「生きがいの時間」などとしてはどうか。</li> <li>・IT、ICT、AIなどの最新の科学技術を活用した支援ツール等が各生活場面において台頭してきている。大阪万博開催に向けた機運に乗じて積極的に情報発信するとともに、それらを活用した生活場面のあり方を考えて行くべき。</li> <li>・生活場面ごとに整理することで抜け落ちてしまう部分を補完するため、関係機関が連携した個人支援体制を構築するべき。</li> <li>・当事者目線の家族支援(家族形成支援、家族保育支援、家族介護支援)の視点、当事者にとっての家族を広く捉えた視点を盛り込むべき。</li> <li>・国のガイドラインにおいて、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの基本的な機能として位置づけられている「発達支援」、「親支援」、「地域支援」という視点は、府内全ての障がい者支援に共通する重要かつ不可欠なものである。</li> <li>・旧優生保護法に係る救済法で、1人でも多くの人が少しでも助かるように、府として対象者の再調査をするべき。新型出生前診断に係る課題も含め、障がい者計画に命と権利に関する記載が必要。</li> <li>・障がい者の移動支援に地域差がある状態は障がい者権利条約に反している。移動支援がすべての生活場面においてくまなく保証されるように検討するべき。</li> <li>・聴覚障がい者にとって、意思疎通支援と情報保障は全ての生活場面が必要不可欠であり、言語としての手話の認識の普及等の更なる推進も必要。</li> </ul>
-----	--	--	--